

## 岐阜市重度障害者（児）タクシー利用料金助成要綱

決裁 昭和53年 4月 1日  
改正 昭和54年 4月 1日  
改正 昭和55年 4月 1日  
改正 昭和57年 4月 1日  
改正 昭和59年 4月 1日  
改正 昭和60年 4月 1日  
改正 昭和61年 4月26日  
改正 昭和62年 4月 1日  
改正 平成元年 4月 5日  
改正 平成 3年 3月30日  
改正 平成 3年11月17日  
改正 平成 5年 2月10日  
改正 平成 5年 4月20日  
改正 平成 8年 3月26日  
改正 平成 9年 7月 1日  
改正 平成10年 3月 6日  
改正 平成11年 3月29日  
改正 平成15年 7月 1日  
改正 平成18年 3月31日  
改正 平成19年 3月30日  
改正 平成20年 3月31日  
改正 平成21年 7月28日  
改正 平成22年 3月31日  
改正 平成23年 3月30日  
改正 平成25年 4月 1日  
改正 平成26年 3月27日  
改正 令和 3年 4月 1日  
改正 令和 6年 4月 1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、重度障害者（児）の社会生活の範囲を広め、もって福祉の増進を図るため、歩行が困難である、及び生活活動に常時介護が必要である重度障害者（児）がタクシー又は福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する福祉有償運送をいう。以下同じ。）を利用する場合、その料金の一部を助成することに関

し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱により、重度障害者（児）タクシー利用料金助成（以下「タクシー事業」という。）を受けることができる者は、本市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する在宅の重度障害者（児）とする。

(1) 次のアからウまでの身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害等級に該当する者

ア 視覚障害の1級又は2級

イ 肢体不自由のうち、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の移動機能の1級又は2級

ウ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓機能障害の1級（ぼうこう及び直腸機能障害により1級に該当する場合を含む。）

(2) 療育手帳所持者であって、児童相談所長、知的障害者更生相談所長又は専門医による知能検査で知能指数がおおむね20以下とされたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、助成しないものとする。

(1) 岐阜市身体障害者用自動車改造費助成事業要綱（昭和51年7月9日決裁）による助成を受けている者

(2) 岐阜市重度身体障害者介助用自動車購入等助成金交付要綱（平成11年3月29日決裁）による助成を受けている者

(3) 自動車税又は軽自動車税の減免措置を受けている者

(協力機関)

第3条 タクシー事業の協力機関（以下「協力機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業者であって、タクシー事業の趣旨に賛同し、本市と別に定める岐阜市重度障害者（児）タクシー利用料金助成事業についての協定書（以下「協定書」という。）を締結したものである。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に関する審査基準（平成14年中運局（中部運輸局）公示第242号）別表1営業区域に定める岐阜交通圏に営業所を有するタクシー事業者（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第

2条第4項に規定するタクシー事業者をいう。)

- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の3第1項に規定する自家用有償旅客運送者登録簿に登録された者であって、行おうとする自家用有償旅客運送の種別が福祉有償運送で、かつ、運送の区域が本市であるもの

(助成額)

第4条 タクシー事業の助成限度額は、1回の乗車につき560円とする。ただし、利用回数は、1年度につき48回を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する料金については、助成の対象としないものとする。

- (1) 介護保険のケアプラン又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第22項に規定するサービス等利用計画において、同法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給決定を受けた者のタクシー利用による通院等乗降介助に係る利用者負担分

- (2) 福祉有償運送料金のうち運送の対価以外の料金

(認定の申請)

第5条 タクシー利用料金の助成を受けようとする者は、岐阜市重度障害者（児）タクシー利用料金助成認定申請書（様式第1号）に身体障害者手帳又は療育手帳を添えて、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

(認定の通知及び乗車券の交付)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに資格要件を審査し、受給資格の認定の可否を決定する。

- 2 市長は、受給資格の認定をした者（以下「受給資格者」という。）に対し、岐阜市タクシー乗車券（以下「乗車券」という。）を交付するものとし、受給資格の認定をしない者に対しては、岐阜市重度障害者（児）タクシー利用料金助成申請却下通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、年度途中において受給資格者となった者の乗車券の交付については、受給資格の認定をした日の属する月を含め月割した利用回数分に相当する枚数を

限度とする。

3 乗車券は、いかなる場合においても再交付しない。

(乗車券の交付申請等)

第7条 受給資格者は、毎年度岐阜市タクシー乗車券交付申請書(様式第3号)に身体障害者手帳又は療育手帳を添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときには、受給資格を確認し、乗車券を交付するものとする。

(乗車券の利用方法)

第8条 受給資格者は、協力機関のタクシー又は福祉有償運送を利用したときは、1回の乗車ごとに乗車券1枚を当該協力機関に提出し、利用料金の金額から560円を差し引いた金額を当該協力機関に支払うものとする。

(助成相当額の請求)

第9条 協力機関は、翌月10日までに請求書に毎月受け取った乗車券を添えて、市長に助成相当額を請求するものとする。

(届出義務)

第10条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、岐阜市重度障害者(児)タクシー利用料金助成受給資格変更(消滅)届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 次条第1項各号の規定に該当することとなったとき。
- (2) 市内住所変更をしたとき。
- (3) 氏名等を変更したとき。

(受給資格の取消し)

第11条 市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を取り消すものとする。

- (1) 本市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 障害程度の変更により対象者でなくなったとき。
- (3) 受給資格者が死亡したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、タクシー料金を助成する必要がないと市長が認めたとき。

2 前項の規定により受給資格を取り消された者は、やむを得ない事情がある場合を除き、速やかに乗車券を市長に返却するものとする。

(不正使用の禁止)

第12条 乗車券は、有効期間外に使用し、又は他人に譲渡してはならない。

(助成額の返還)

第13条 市長は、受給資格者が偽りその他不正手段により助成を受けたときは、その者から助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(調査)

第14条 市長は、この要綱を施行するため必要があると認めるときは、受給資格者に対し、質問又は調査をすることができる。ただし、受給資格者の意に反して行うことはできない。

2 市長は、協力機関と締結した協定書の規定に基づき、協力機関に対し報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月26日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月5日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年3月30日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の岐阜市重度心身障害者（児）福祉タクシー利用料金助成要綱による受給資格者として認定されている者については、第6条の規定により助成の認定を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成5年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行し、改正後の岐阜市重度障害者（児）タクシー利用料金助成要綱の規定は、平成9年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成11年度の乗車券の利用回数の限度は、改正後の岐阜市重度障害者（児）タクシー利用料金助成要綱（以下「改正後の要綱」という。）第4条第2項の規定にかかわらず、改正前の岐阜市重度障害者（児）タクシー利用料金助成要綱（以下「旧要綱」という。）第4条第2項に規定する限度回数を12で除して得た数に当該交付申請を行った月から平成11年7月までの月数を乗じて得た数に、改正後の要綱第4条第2項に規定する限度回数を12で除して得た数に

8を乗じて得た数を加算して得た数とする。

- 3 この要綱の施行の日から平成11年7月31日までの間（以下「猶予期間」という。）において、旧要綱に規定する受給資格に該当する者は、改正後の要綱の規定にかかわらず、猶予期間に限り、旧要綱第6条第2項ただし書に規定する月割の例により乗車券を受けることができる。この場合の利用回数の限度は、旧要綱第4条第2項に規定する限度回数を12で除して得た数に当該交付申請を行った月から猶予期間の末月までの月数を乗じて得た数とする。
- 4 前項の規定に該当する者のうち平成11年7月31日限り受給資格を失う者については、同日までの間乗車券を使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の岐阜市重度障害者（児）タクシー利用料金助成要綱の規定は、同日以降の協力機関のタクシー又は福祉有償運送の利用について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。